

南九州市告示第163号

南九州市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年9月1日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱の一部を改正する要綱

南九州市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱（令和5年南九州市告示第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「実施要綱」という。）」の次に「及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「円滑化対策実施要綱」という。）」を加え、「実施要綱に」を「実施要綱又は円滑化対策実施要綱に」に改め、「経営開始資金申請追加資料」の次に「又は円滑化対策実施要綱別記1第5の2の(1)のエに規定する経営開始支援資金申請追加資料」を加える。

第2条第1項中「第5の2の(1)」の次に「又は円滑化対策実施要綱別記1第5の2の(1)」を加え、同条第2項第1号ただし書を削る。

第3条第1項中「150万円」を「165万円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、交付対象者が円滑化対策実施要綱別記1第5の2の(1)に規定する経営開始支援資金に該当する場合又は令和7年度以前に農業経営を開始している場合、令和7年度以前の農業経営に係る交付金額については、交付期間1年につき1人あたり150万円とする。

第3条第3項第3号中「人・農地プラン」を「目標地図」に改め、同条第4項中「新規就農者」を「青年就農者」に、「人・農地プラン」を「目標地図」に、「ごとに」を「に」に改め、同項ただし書中「農業者が法人を経営する場合は」を「農業者（当該農業者が農業次世代人材投資事業、就農準備・経営開始支援事業又は同項の交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も」に改める。

第7条中「第6の2の(4)」の次に「又は円滑化対策実施要綱別記1第6の2の

(4)」を加える。

第8条第1項中「第6の2の(5)のア」の次に「又は円滑化対策実施要綱別記1第6の2の(5)のア」を加え、同条第2項中「第6の2の(5)のイ」の次に「又は円滑化対策実施要綱別記1第6の2の(5)のイ」を加える。

第10条中「第6の2の(7)」の次に「又は円滑化対策実施要綱別記1第6の2の(7)」を加える。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

経営開始資金交付申請書兼請求書

年 月 日

南九州市長 様

住所
氏名

南九州市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり資金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日 ~ 年 月 日											
今回申請する資金の対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日											
	うち		事業		年 月 日 ~		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
前年の世帯所得 ^{※1} 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額(※2)を記載	(ア)											円
今年の交付金額 ^{※3}	(イ)											円
今回の交付申請額												円
			うち		事業		円					
		うち		事業		円						
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等(例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等) ・農の雇用事業、雇用就農資金、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農緊急支援資金による助成(農業法人等として)、経営継承・発展支援事業による補助								☐ 受けている又は受けたことがある ☐ 受けていない又は受けたことがない				

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。
※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額
※3 夫婦で受給している場合、南九州市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱第3条第3項の金額を記載すること。

資金の振込口座

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金						店・所		出張所	
	金融機関コード									
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金		口座番号					
	郵便局	記号			(当座)番号					
	口座名義人	(ふりがな)氏名								

添付書類

- 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。